

7 輸 国 第 2143 号
令和 7 年 9 月 18 日

農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から輸出される錦鯉の衛生証明書の発行については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 ZZ-S4「輸出錦鯉の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、ナミビア、ブラジル、香港、マカオ、ラオス及びロシアへは、衛生証明書の添付により錦鯉の輸出が可能となったことを踏まえ、手続規程の別表 2 の改正を行いましたので、御了知の上、管内の都道府県知事への通知をお願いします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。